

糸田 貝川

第1章 役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の選挙および就任

第1条 役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の選挙及び就任は、次の通り行われる。

1 (指名委員会)

会員の中から次の方法で指名委員を選出し、指名委員会を置く。

- (1) 各学年の児童の保護者（一般会員）から互選により2名。
- (2) 教職員（賛助会員）から互選により2名。
- (3) 運営委員から互選により2名。なお、うち1名は副会長、残り1名は役員以外の運営委員で、指名委員未経験の者とする。

2 (指名委員の選出回数)

指名委員には、原則として1家庭につき1回選出されるものとし、1度引き受けた会員は再選出されない。

3 (指名委員長・副委員長の選出)

指名委員会は、第1条1の(1)により選出された指名委員の中から、委員長及び副委員長を互選により選出する。ただし、原則として、役員および常置委員長経験者以外から選出する。

4 (指名委員の周知)

指名委員会は、第1回指名委員会開催後、すみやかに指名委員の名を全会員に知らせる。

5 (立候補および推薦)

一般会員は自ら立候補することができる。また他の一般会員を候補者として推薦することができる。その場合は指名委員会が指定する期間中に、所定の立候補用紙、推薦用紙で届け出る。

6 (指名候補)

指名委員会は、各役員・会計監査委員・各常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の選出にあたって、立候補もしくは推薦による選出を優先させる。指名委員会が指定する期間中に立候補・推薦がない役職があった場合、指名委員会は定員以上の候補者（指名候補）を一般会員から指名する。なお、過去に役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、指名を免除される。

7 (選挙管理委員)

一つの役職に対し立候補者が重複した場合、指名委員は選挙管理委員に就任し、選挙に関する一切の事務を執り行う。選挙管理委員は、選挙の少なくとも5日前までに、候補者の氏名・児童の学年組を全会員に知らせる。

8 (選挙)

各役員・会計監査委員・各常置委員長・地区安全委員長は、会員の無記名投票によるか、または年度末までに臨時総会を開催し、その総会に出席した会員の無記名投票により過半数で選挙される。ただし、以下の場合は選挙を行わず、会員への通知をもって選挙に替えるものとする。

- (1) 各役職の定員と同一数の立候補、もしくは推薦により定員を満たした場合
- (2) 指名候補が就任に同意した場合
- (3) 抽選による選出となったとき

9 (抽選による選出)

候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員による自薦・他薦の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。被指名者の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の各定員に満たない場合は、下記の条件を満たす会員から抽選で選出する。なお、抽選により選出された会員は原則引き受けるものと

する。

【条件】：次年度高学年（現3年生から現5年生）の在籍児童がいる会員。

但し、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- (ア) 今年度までに本人及び兄弟姉妹（現1年生～現6年生）を含め常置委員を経験した会員。なお、常置委員経験に卒業生は含まない。
- (イ) 前年度3月修了式時点で在籍していない会員。

10 （就任時期）

役員・会計監査委員・各常置委員長・地区安全委員長は、4月1日に就任する。

11 （人権協常任委員の選出）

翌年度の人権協常任委員を選出しなければいけない年度のみ、同委員の選出にあたって、他の役職と同様に選出を行う。

第2条 会長に欠員が生じた時には、運営委員会の議決により、副会長のうち1名が会長となる。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠員が生じた時には、運営委員会がこれに補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 総会

第4条 会員の異動および新役員に関する報告、ならびに年間計画および収支予算の審議決定は定期総会で行う。

第5条 会計監査を経た収支決算報告の承認は、定期総会で行う。

第6条 規約第32条第3項により臨時総会の開催を要求した会員は、総会開催日の10日前までに議案の内容を会長に届けなければならない。

第3章 常置委員会および臨時委員会、人権協常任委員

第7条 常置委員会として、学級・広報・親子カーニバル・健全育成の各委員会を置く。

第8条 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

第9条 各委員および各委員長、人権協常任委員の選出方法は以下の通りとする。

1 （各委員の定員）

- 学級委員：各学年から6名、
- 親子カーニバル委員・健全育成委員：各学年から3名、
- 広報委員：各学年から1名を、互選により選出する。

ただし、学年の学級数が2学級以下になる場合は次のとおりとする。

- 学級委員：各学級から2名、
- 親子カーニバル委員・健全育成委員：各学級から1名、
- 広報委員：各学年から1名を、互選により選出する。

2 （各委員長の定員）

- 健全育成委員会：委員長3名、
- 学級委員会・親子カーニバル委員会：委員長2名、
- 広報委員会：委員長1名

選出方法は第1章第1条に定めるとおりとする。

3 （役員・常置委員長・人権協常任委員経験者の選出免除）

一般会員は原則として、1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。なお、過去に役員・健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、下記のとおりとする。

- (1) 過去に会長あるいは副会長を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員・地区安全委員・協力要員への選出を免除される。
- (2) 役員のうち、過去に書記・一般会計・特別会計を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員

と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。

(3) 過去に健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、以降の常置委員と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。

4 (臨時委員会委員)

臨時委員会の委員は会長がこれを委嘱する。また、臨時委員会に関する免除事は、当該年度の運営委員会の決議によって決定する。

5 (各委員会の構成)

各委員会は委員と若干名の教職員で構成する。

第10条 常置委員会の委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、1年に限り留任してもよい。人権協常任委員の任期は2年とする。なお、常置委員会及び臨時委員会の委員長、人権協常任委員は、原則として1度選出された会員は再選出されないものとする。また任期途中で委員長に欠員が生じた時には、委員の中から互選により委員長を選出し、前任者の残任期間委員長職をつとめる。この場合、残任期間などに応じ、免除事項は当該年度の運営委員会の決議によって決定する。

第11条 各常置委員会の目的・活動内容は以下の通りとする。

- 1 学級委員会 教師と保護者との連絡交流に努め、教室の美化整備、学校行事等に協力する。
学校施設・整備など教育環境の整備拡充を図る。
児童及び会員の体力・情操・教育を高め、あわせて会員相互の親睦を図る。
- 2 広報委員会 広報活動を通じ、会員の意志の疎通を図り、会員意識の高揚に努める。
- 3 親子カーニバル委員会 PTA主催行事である「親子カーニバル」の企画・運営を通して、児童、会員及び地域の親睦を図る。
- 4 健全育成委員会 地域の諸機関、諸団体と連携して児童の健全育成及び校区の教育環境の整備に努める。

第12条 校長は、学校管理ならびに教育上、各常置委員会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 地区安全委員会

第13条 児童の校外生活の安全と充実、地区の会員の交流、親睦を図る事を目的として、地区安全委員会を置く。

第14条 地区安全委員及び地区安全委員長の選出方法は以下の通りとする。

1 (地区安全委員の選出)

地区安全委員の選出は、地区の推薦に基づき運営委員会が定める。ただし、原則、地区内で最終学年(6年生)の保護者の常置委員未経験者から優先で、地区安全委員を推薦する。

2 (地区安全委員長の選出)

地区安全委員長の選出方法は第1章第1条を準用する。

3 (地区安全委員と他委員との兼任の可否、および選出免除)

一般会員は原則として1人の児童につき一度は地区安全委員を引き受けるものとする。また、役員・常置委員長を除き、他の委員と兼任することができる。なお、下記のいずれかに該当する場合は、選出を免除される。

- (1) 過去に会長・副会長を引き受けたものは、以降の地区安全委員への選出を免除される。会長・副会長以外の役員・常置委員長経験者は、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。
- (2) 過去の経験者も含め、人権協常任委員を引き受けた者は、児童1名分の地区安全委員選出を免除される。
- (3) 過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。

4 (地区安全委員会の構成)

地区安全委員会は委員と若干名の教職員で構成する。

第5章 改正

第15条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会のすくなくとも5日前に各構成員に知らせなければならない。

第16条 改正の結果は、次期総会で報告しなければならない。

以 上

平成18年 1月 一部改正
平成19年 1月 一部改正
平成20年 1月 一部改正
平成21年 1月 一部改正
平成21年11月 第4章第14条3 一部改正
平成21年12月 第3章第9条3、3の2 一部改正
平成22年 3月 第1章第1条(1)(7) 一部改正
平成22年 3月 第1章第1条(3) 一部改正
平成22年 3月 第3章第9条1 一部改正
平成22年 9月 第1章、第1章第1条、第1章第1条(8)(12)(13)、第3章第7条、
第3章第9条2、第3章第11条4、第4章第14条3 一部改正
平成23年 2月 第1章第1条(8)、第3章第9条2、第3章第9条3 一部改正
平成23年 3月 第3章第9条2 一部改正
平成23年11月 第1章第1条(6)(7)、第4章第14条2、3 一部改正
平成24年 2月 第3章第9条2 一部改正
平成25年12月 第3章第11条4 一部改正
平成26年 2月 第1章第1条(4)、第3章第9条4 一部改正
平成28年 1月 第1章第1条(1)、第3章第9条3、第4章第14条1、2、3 一部改正
平成29年10月 第1章第1条、第1条(1)(7)・(8)・(12)、第3章第9条2 一部改正
第3章第9条3の4 追加
平成30年 2月 第1章第1条(13)、第3章第9条3の4、
第3章第10条、第4章第14条3の1 一部改正
平成31年 2月 第1章、第3章、第3章第9条、第3章第9条3の4、第3章第10条、
第4章第14条3の2 一部改正
令和3年 1月 第1章、第3章、第4章 一部改正
令和3年 2月 第1章 一部改正
令和4年 3月 第3章第9章 一部改正
令和5年 3月 第1章第1条 一部改正、
第3章第9条3 一部改正
第4章第14条3 一部改正